

# 令和2年度事業計画

## ○ 基本方針

国民健康保険制度は、国民皆保険の構築、維持において相扶共済の精神のもとに地域医療の確保や地域住民の健康増進に大きく寄与してきた。

国保連合会は、国保診療報酬の審査支払業務、保険者事務の共同処理に加え、介護保険ならびに障害者自立支援関係業務、平成20年度からは後期高齢者医療関係業務ならびに特定健診・保健指導のデータ管理業務などを行っており、その業務は年々多岐化、複雑化、高度化している。

我々はこのような業務変遷の中で効果的・効率的な処理を行うにあたり「ICT活用の推進」と「人材の育成、ノウハウの蓄積」に努め、基幹業務である診療報酬審査支払業務や保健事業をはじめとする保険者支援のさらなる充実・強化を目指している。

一方、国保制度においては、都道府県が財政責任の主体として事業運営の中心的な役割を担うという制度創設以来の大改革に伴い、国保連合会においても現行の「国保総合システム」のほか、新国保制度に対応するための「国保保険者標準事務処理システム」が稼動するなど、保険者支援の更なる充実に向けて、本会の果たすべき役割は、これまでに増して重要なものになっている。

このような状況の中、本会の組織運営や経営のあり方について基本から捉えなおしながら、保険者により寄与できるよう各業務の強化を図り、一層の信頼関係を構築していく。

その実現のために令和2年度は次の重点事項を掲げ、各種事業を積極的に推進することとする。

## ○ 重点事項

### 1 審査の充実

#### (1) 診療(調剤)報酬の審査の充実

審査支払機関としての責務を果たすためには、国保連合会職員でしか持ち得ない「レセプトを審査する知識」と「レセプトのもつ被保険者の情報を正しく処理する能力」が求められる。このことを踏まえ、研修等を有効に活用し業務環境の変化に対応できる広い視野を持つ職員の育成に取り組む。

また、国保連合会と国保中央会が共同で策定した「国保審査業務充実・高度化計画」に基づき国民健康保険診療報酬審査委員会と連携し、全国的な審査基準の統一化に向け審査課職員全員で対応をしていく。

#### (2) 療養費審査の充実

本会の療養費審査については、公益・保険者・施術師を代表する委員で構成された柔道整復施術療養費審査委員会を設置し、柔道整復師等から提出される支給申請書の審査を行い適正化に努めている。厚労省は近年柔整審査会の権限強化、面接確認の整備等更なる適正化に向けた取り組みを進めており、本会においても専門部会の開催や要綱の整備等の対応を行っている。

また、はり・きゅう・あん摩マッサージ療養費については平成31年1月より受領委任の取り扱いが開始されたが、未だ厚労省から明確な審査基準が示されていない為、今後国からの通知や動向に注視し、審査委員会拡充に取り組んでいく必要がある。

#### (3) 障害者総合支援にかかる審査の充実

平成30年度より新たに審査業務が始まり、周知期間を経て段階的に審査の整合性チェックが強化されることになっている。制度改正等審査基準の段階的な強化について、内容を把握した上で、関係機関へ周知し、必要に応じて説明会等で市町担当者及び事業所向けに説明を行う。

## 2 保険者支援事業の効果的実施

### (1) 保健事業に対する支援の充実

#### ① 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業による支援

保険者は、平成29年度に第2期データヘルス計画を策定し、令和2年度に中間評価、令和5年度中に最終評価を控えている。

本会では、学識有識者や県内の保健医療関係者からなる保健事業支援・評価委員会を平成26年度に設置し、国保保険者（市町国保、国保組合、長崎県）及び後期高齢者医療広域連合の申請保険者に対し、PDCAサイクルに沿った事業が行えるよう、評価指標の設定や事業の見直し等について支援を行っている。

これまでの状況では、保険者は「効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための具体的な指標」の設定に苦慮している場合が多いため、本会では保険者が第2期データヘルス計画の中間評価及び保健事業実施計画の見直しが行えるよう、保健事業支援・評価委員会による支援及び研修会を開催する。

#### ② KDBシステム等を活用した支援と研修会の開催

国保データベース(KDB)システム等を利用してデータヘルス計画の策定に必要なデータ等の情報を提供してきたが、新たに国は、保険者に糖尿病性腎臓病重症化予防事業への取り組みや高齢者の保健事業に対して、データ分析に基づく保健事業の実施を求めている。

本会は国の要請に基づき、KDBシステム等を活用した支援や情報交換会の実施に取り組み、また、研修会や糖尿病性腎臓病重症化予防事業セミナー、高齢者の保健事業セミナーを開催し、先進的な取り組みの横展開を図る。

#### ③ 特定健診受診率向上に向けた支援

長崎県では平成30年度から「健康長寿日本一の長崎県づくり」を目指した取り組みを行っているが、その中で「特定健診受診率向上」が柱のひとつとなっている。

本会では、特定健診・特定保健指導において、費用決済業務を始めとする電算処理業務を担うと同時に、特定健診受診率向上のための支援として、特定健康診査情報提供事業及び受診勧奨通知作成事業を推進する。

また、広報共同事業においてもテレビCM等を通して特定健診受診促進を訴求するなど、受診率向上にかかる受診啓発に取り組む。

## (2) 国保保険者標準事務処理システムの運用支援

平成30年度からの新国保制度移行に伴い、効率的な国保事務に資するため、国の主導のもと、国保中央会において国保保険者標準事務処理システム(国保情報集約システム・国保事業費納付金等算定標準システム・市町村事務処理標準システム)が開発され、都道府県・市町村・国保連合会は必要に応じ利用している。

国保情報集約システムについては、市町国保被保険者の資格情報および高額療養費多数回該当情報の管理等を行い、国保総合システムと情報連携することにより市町国保業務を支援している。

国保事業費納付金等算定標準システムについては、長崎県からの委託に基づき、システムの運用・管理、納付金および標準保険料率の算定等を行っている。

市町村事務処理標準システムについては、市町の意向を踏まえ導入サポートに努めていく。

## (3) 保険者事務共同業務の充実

保険者共同電算業務は、保険者に共通する事務を本会で一元的に共同処理することにより、事務処理の迅速化を促進し、国民健康保険事業の健全な運営に寄与することを目的としている。

国保制度改革に伴う保険者事務の効率化、標準化を支援する為、保険者ニーズを収集し、検討・改善等に取り組んでさらなる充実化を目指す。

## (4) 第三者行為損害賠償求償事務の取り組み強化

国保保険者と介護保険者及び後期高齢者医療広域連合から委託を受け、交通事故等にかかる第三者行為の損害賠償請求権の行使に関する事務を実施する。

また、現行の「交通事故」「船舶事故」に加えて、「食中毒」「犬噛み事故」等、他県での取り組みを参考にしながら準備の整った項目から求償対象に追加して、受託範囲の拡大に努めていく。

## (5)レセプト二次点検業務の充実

保険者における医療給付の適正化の支援と事務処理負担の軽減及び効率化を図ることを目的としてレセプト点検事務共同事業を開始し、平成27年度から本会に直接点検業務を行う保険者支援班を設置して、ICT化の特長を活用した二次点検支援システムの導入により効率的な点検を行っている。

令和2年度は引き続き、二次点検支援システムの活用による効率的な疑義レセプトの抽出と熟練した点検専門員による質の高い点検を行うことによって、保険者における医療給付の適正化等を支援すると共に、受託保険者の拡大を目指す。

また、受託保険者を対象にレセプトの基礎知識や点検状況等、要望項目に応じた訪問研修を実施する。

## (6)介護給付費の適正化の充実

介護給付費等審査支払業務を通じて保有する給付実績情報を活用し、保険者等における適正化事業に利用出来るような情報提供を行うとともに、介護給付費明細書等の縦覧点検や医療情報との突合点検を実施して、市町等が実施する介護給付適正化事業の効率的な支援を行う。また、ケアプラン分析システムを活用してケアプランを分析した結果を市町等に提供し、その活用方法について説明するなどの支援を行う。